

2018年10月15日

各 位

伊豆箱根バス株式会社

バス運転手が乗務中に私物のスマートフォンを操作した事象についてのお詫びとお知らせ

この度、当社路線バスの運転手が、乗務中に私物のスマートフォンを操作したという事象が判明いたしました。

お客さまをはじめ、関係の皆さまには多大なるご迷惑・ご心配をおかけいたしました事を深くお詫び申し上げます。

当社といたしましては、公共の交通機関を担う事業者として、今般の事態を厳粛に受け止め、従業員一同、再発防止に向けて全力を挙げて取り組み、信頼回復に努めてまいります。

本件につきましては関係当局への報告をおこなっております。また、本件にともなう事故やお客さまにお怪我はございません。

詳細は、下記のとおりです。

記

1. 発生日

2018年10月8日（月）、9日（火）、10日（水）、11日（木）

2. 当該運転手

当社三島営業所 男性運転手（社員47歳、経験年数10年7ヶ月）

3. 確認された事象

（1）2018年10月8日（月）

- ・7時20分頃、三島営業所から沼津駅へ回送運行で走行中に私物のスマートフォンを操作。
- ・19時30分頃、沼津駅から三島営業所へ回送運行で走行中に私物のスマートフォンを操作。

（2）2018年10月9日（火）

- ・6時20分頃、三島営業所から熱海相の原団地へ回送運行で走行中に私物のスマートフォンを操作。

- ・ 17時17分頃、熱海駅から三島営業所へ回送運行で走行中に私物のスマートフォンを操作。
- (3) 2018年10月10日(水)
- ・ 5時42分頃、三島営業所から熱海笹ヶ原台上へ回送運行で走行中に私物のスマートフォンを操作。
 - ・ 14時47分頃、熱海相の原団地から三島営業所へ回送運行で走行中に私物のスマートフォンを操作。
- (4) 2018年10月11日(木)
- ・ 6時32分頃、三島営業所から三島駅へ回送運行で走行中に私物のスマートフォンを操作。

4. 判明した経緯

当社では、就業時間内の私物携帯電話等の携行を禁止しております。当該乗務員は、10月10日(水)の休憩中に、他の乗務員から、私物のスマートフォンを携行していることを指摘され、終業時に、私物のスマートフォンを携帯した旨、営業所員に自ら申告いたしました。そのことを受け、当該営業所にて当日のドライブレコーダーの映像を確認したところ、当該乗務員が、数回にわたり、回送走行中に私物のスマートフォンを操作していた事実が判明しました。

5. 再発防止策

当社の全運転手に対し、社内規程(私物携帯電話等は車内へ持ち込まず、業務用携帯電話を使用する際は、休憩時に運転席から離れて使用し、運転席では絶対使用しないこと)を再徹底するとともに、社内研修等を再度実施し、今後の再発防止に全力を挙げて取り組んでまいります。

6. 本件に関するお問合せ

伊豆箱根バス株式会社 業務部運行課(平日9:00~17:00)
電話(055)977-1213

以 上